

3分で読む!



「廃棄物管理が気になる!」環境担当者様へ

AMITAの VOL.68 リサイクル通信

2010年2月

編集・文責/AMITA株式会社/無断転載禁止
Copyright (C) 2010 AMITA CORPORATION

2010年、AMITAは神奈川県川崎市と福岡県北九州市に、新しい循環資源製造所を開設します。地域の資源循環の拠点として、効果的な再資源化を提供してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。川崎・九州地域での無料セミナー情報は、ウェブサイトから!

アマタ おしえて

検索

許可は要りません。でも、契約書は要ります。

『専ら物(もっぱらぶつ)の処理のパターンを押さえる』

「専ら物」とは、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物または一般廃棄物の通称です。これについては、廃棄物処理法上でいくつかの特例があります。専ら物のうち、古紙、古繊維は、一般廃棄物となるケースが多いと思われれますが、くず鉄、あきびん類は産業廃棄物となるケースが多く、通常の産業廃棄物と契約書・マニフェストの運用が異なるため、混乱することも多くあります。

そこで今回は、

専ら物の特例について確認し、管理方法を理解しましょう!



専ら物って?

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(本稿では以下、「専ら物」と呼びます)とは、昭和46年10月16日環整43号通知では「古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維」とされており、以下のような特例があります。

- ① 専ら物みの収集運搬を業として行う会社は、収集運搬業の許可が不要
 - ② 専ら物みの処分を業として行う会社は、処分業の許可が不要
 - ③ ①・②の会社に委託する場合、マニフェストの交付が不要
- (※廃棄物処理法第14条第1項・第6項、施行規則第8条の19第3号を参照)



ただし、他の委託基準は特例の範囲外なので、書面による契約は必要です。以上を踏まえ、上記①・②の会社に委託する場合の処理パターンについてまとめました。

	マニフェストの交付	収集運搬会社		処分会社	
		契約書	許可	契約書	許可
通常の産業廃棄物	必要	必要	必要	必要	必要
専ら物	不要	必要	不要	必要	不要

※処理委託契約書には「委託業務終了報告」の方法を記載する必要があります。例えば、(社)全国産業廃棄物連合会の契約書の雛型には「それぞれの運搬区間に応じたマニフェスト又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる」等とありますが、専ら物については、マニフェストの交付が不要のため、別途業務終了報告の方法を決め、契約書に記載しましょう。

逆有償のときは?

ちなみに、有償物だが運賃の方が高い「逆有償」の場合では、専ら物であってもなくても処分会社との契約書は不要です。排出物を「売買する」という形となるためです。

アマタ流! 専ら物処理のカギ

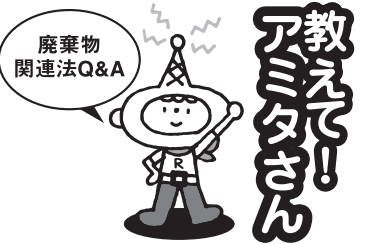
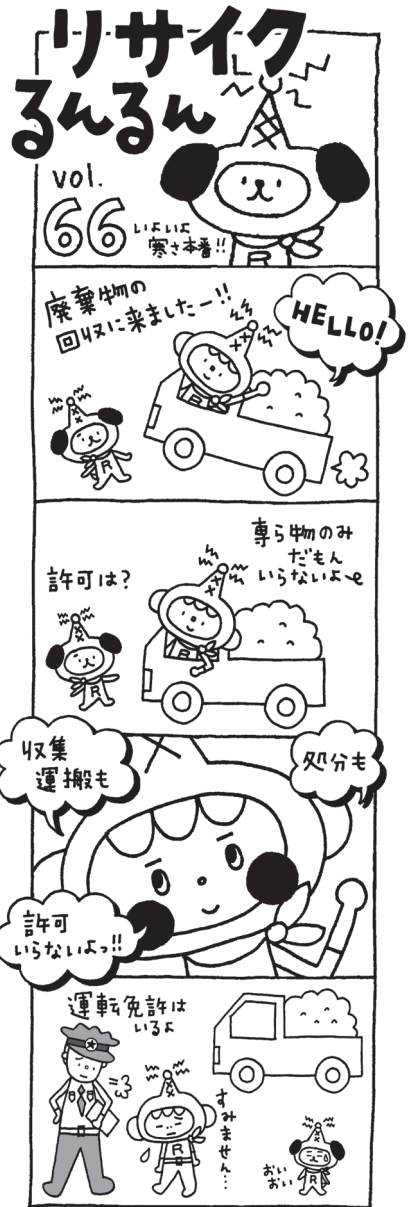
近年では、複合素材による製品が増え、専ら物として取り扱ってよいかわからないケースもあります。その場合、通常の産業廃棄物として取り扱い、許可を持つ処理会社に処理を委託するのでも有効な選択策です。

■ 自社運搬する場合
法第12条第1項で、事業者は自らその産業廃棄物の処理をする際には、処理基準に従わなければならないと規定されています。つまり、運搬するものが専ら物であっても、そうであっても、運搬基準には従う必要があります。

■ 委託する場合
法第14条第12項で、処理業の許可を受けた産業廃棄物処理業者は、処理基準に従わなければならないとされています。(処理基準には処分基準と運搬基準が含まれます)。しかし、法第14条第1項にて、専ら物のみの収集運搬を業とする会社は収集運搬業の許可が不要であると規定されています。専ら物のみの収集運搬を業とする会社は、許可を受ける必要がないため、運搬基準に従う必要もないといえます。

■ 運搬基準(車両の表示、書面備え付け等)に従う根拠となる法律条文は、運搬を他社に委託する場合と、自社で行う場合と異なり、この場合それぞれの場合で対応が必要となるため、注意が必要です。

■ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物を運搬する際に、運搬基準に従う必要はありませんか?
A 運搬基準(車両の表示、書面備え付け等)に従う根拠となる法律条文は、運搬を他社に委託する場合と、自社で行う場合と異なり、この場合それぞれの場合で対応が必要となるため、注意が必要です。



「法令について詳しく知らず、違反していた」とならないために!

2010年度の「廃棄物管理の法と実務セミナー」の年間予定が決定しました。

大人気の本セミナーシリーズ、満席となった場合、お断りする事もございますのでお早めにお申し込みください!

※詳しくは、ウェブサイト「おしえて! アマタさん」のセミナーページをご覧ください。→

おしえて アマタ

検索

お問い合わせ・ご質問は

0120-936-083
ecobrain@amita-net.co.jp

■ アマタグループ お問い合わせ担当

配信中止希望の方は下記にチェック/右記にご記入の上、FAX:03-5215-8505まで送信をお願いします。

配信中止希望 → 理由 不要 本人不在 その他()

お名前

FAX番号

※本FAX情報サービスをお読みいただいている皆様へ、事務連絡のほか、当社グループより各種の商品、サービスなどご案内をさせていただく場合がございます。また、ご本人の承諾なく、お客様の個人情報が第三者に開示・提供されることはありません。